

外部評価委員会規約

(設置)

第1条 中部大学工学部都市建設工学科（以下「本学科」と称する）に外部評価委員会（以下「本委員会」と称する）を置く。

(目的ならびに職務)

第2条 本委員会は、教務委員会および3検討委員会（カリキュラム検討委員会、教育支援検討委員会ならびにFD検討委員会）とともに密な連携を維持しながら、卒業生、有識者および企業からの要求・要望事項を基に、本学科の技術者教育プログラムに対する評価結果・改善事項を指摘し、本学科の技術者教育プログラムの更なる改善に寄与することを目的とする。本委員会での評価・提案事項は教務委員会での審議を経た後、学科会議で協議し、学科会議の全構成員に周知される。

(組織)

第3条 本委員会は、建設行政や産業界で活躍する有識者および大学、高等専門学校等の高等教育機関で教育研究に携わる有識者から構成され、学科会議の議を経て学科から委嘱した委員をもって組織する。

2 オブザーバーとして本学科所属の教員3人が陪席することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 本委員会に委員長を置く。委員長および副委員長は、委員の中から1名ずつ互選する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 外部評価委員会規約第3条（組織）および第4条（委員長）の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。

2 本委員会は、委員の5分の3以上の出席がなければ開催することができない。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 本委員会が必要と認めたときは、本委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 本委員会が必要と認めたときは、本学科に資料などの請求を求めることができる。

(協議内容)

第7条 教育プログラムによる成果に対する評価と指摘事項、本学科の教育プログラムに対する要望を踏まえた改善事項の提案を行う。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、本学科の活動に配慮した上で、年1回開催する。開催日は委員長が各委員の日程調整の上、決める。

(情報の公開)

第9条 本委員会議事の内容に関しては各回の議事録を作成し、これを学科資料室に保存するとともに、開示する。

(雑則)

第10条 本規約を定めるほか、本委員会の運営に関して必要な事項があれば、これを別に定める。

(付則) 本規約は、平成18年2月16日から施行する。

2 本規約の改正は、学科会議に議を経ることを要する。